

## 《助成事業基本要件》

◎各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です  
本年度、助成内容や書式等の変更がありますので確認下さい

注) 令和8年度は、以下の助成事業を除き、事前申込書の提出は不要です

「ドライバー等安全教育訓練促進助成」、「環境対応車導入促進助成」、「中小企業大学校講座受講促進助成」は、従来どおり、事前申込が必要です

### ① 助成対象期間

**令和8年4月1日～令和9年2月28日**

※環境対応車導入促進助成の助成対象期間は、他の助成事業の助成対象期間と異なるので、資料6ページでご確認ください

注) 助成対象期間外の導入・支払い・リース契約(支払開始日)等は、助成対象外

### ② 助成対象機器及び対象者

※石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの

※石川県所属の運転者が受診・受講するもの(退職者は対象外)

### ② 会費の滞納がないこと

### ③ 支払いは、買取り及びリースのみ

(一部買取りのみやサブスクリプションサービスを含む場合があります)

※請求書又は見積書(リース)、契約書(サブスク)に、メーカー名、型式、価格が記載してあること(車両一括の場合、車両代内訳に記載が必要)

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した(振込指定日以降)書類が必要。受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません(振込日の入出金が分かる通帳等の写しを追加できれば可)

注) 助成対象外：支払期日が翌年3月以降のクレジットカード決済及び手形払い(インターネット等利用の手形決済(でんさい等)含む)、車両・装置等の割賦(売買)契約、延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの

### ④ 各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付期間内であっても、締切ります

※ホームページ・トラックのひろばをご確認ください

### ⑤ 各種助成制度 実績報告書類提出期限

**令和9年2月28日迄(消印有効)**

※報告書の提出がなければ、助成はしません

原則、導入・支払・リース契約後、30日以内に提出すること

※報告書は、持参、郵送またはMail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)で申請できます(FAXは不可)